



# 税の申告

## 市県民税申告 所得税の確定申告は 期限内に申告をお願いします

1/23  
1/24

還付申告は、  
「ふくとびあ」

会場が便利

毎年還付(税が返金)になっている人は、還付申告センターへお越しください。税務署職員・税理士が受け付けます。早い時期の申告なので、還付金の振り込みも早くなります。※還付申告の際には、源泉徴収票や領収書・証明書・印鑑などが必要です。

### 申告会場・受付時間

#### ●申告会場・受付期間

- ①福津会場 ふくとびあ健康プラザ  
1月23日(水)～24日(木)
- ②宗像会場 赤間地区コミュニティセンター  
1月29日(火)～2月1日(金)

#### ●受付時間

午前9時30分～午前11時30分、午後1時～午後3時

※還付申告センターでは、事業などの収入がある人、土地・建物・株式を譲渡した人、贈与・相続の相談は受けておりませんので、ご注意ください。

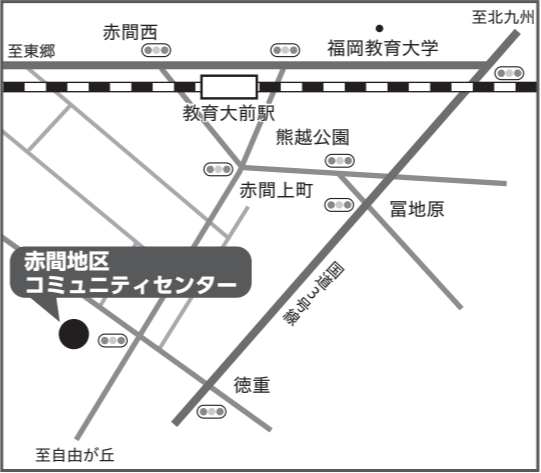
#### 問い合わせ

香椎税務署  
個人課税第1部門  
☎092・661・1031

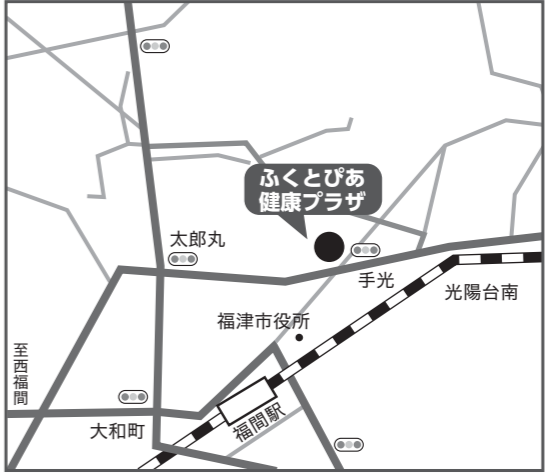


▲ふくとびあ健康プラザで受付

②宗像会場 1月29日(火)～2月1日(金)



①福津会場 1月23日(水)～1月24日(木)



# 市役所での申告の受付

### 申告受付期間

2月1日(金)～3月15日(金)  
※土・日曜日、祝日は除きます。

#### ○受付時間

午前9時～午前11時30分、  
午後1時～午後4時

#### ○受付会場

- 市役所福岡庁舎2階 大会議室
- 市役所津屋崎庁舎3階 301会議室
- 市役所津屋崎庁舎3階 301会議室
- 市税務課(福岡庁舎) ☎43・8117



▲福岡庁舎の2階大会議室で受付



▲津屋崎庁舎の3階301会議室で受付

### 税務署職員・税理士による申告相談

青色申告については、次の日程で、税務署職員や税理士による申告相談を行います。ぜひ、利用ください。  
なお、青色申告は、この期間以外は、市役所で受け付けできませんので、ご注意ください。

#### 【税務署職員による相談】

- 受付期間 2月25日(月)～27日(水)
- 受付時間 午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時
- 受付会場 市役所福岡庁舎2階 大会議室

#### 【税理士による相談】

- 受付期間 2月18日(月)～3月12日(火)
- 受付時間 午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時
- 受付会場 市役所福岡庁舎2階 大会議室

### 申告受付時の注意点!

土地・建物や株式を売った人  
配当や先物取引があった人  
これらの損失を繰り越す人

市役所ではこれらの相談を受け付けておりませんので、税務署に直接申告してください。  
また、青色申告・贈与税・相続税消費税についても税務署で申告してください。  
ただし、青色申告については、2月18日(月)から3月12日(火)までは、市役所で税理士による相談ができます。

### 香椎税務署での申告の受付 相談会場開設期間

2月6日(水)～3月15日(金)  
※土・日曜日、祝日は除きます。

#### ○受付時間

午前9時～午後4時  
※税務署の駐車場は利用できませんので、公共交通機関をご利用ください。

確定申告期間中における香椎税務署での日曜日の申告相談日  
(市役所では行っておりません)

#### ○期日

2月24日(日)、3月3日(日)

#### ○受付時間

午前9時～午後4時  
※税務署の駐車場は利用できませんので、公共交通機関をご利用ください。

### 郵送でも受け付けます

所得税の申告書を自分で記入した人は、税務署に郵送で提出することができます。

#### ○問い合わせ

香椎税務署  
〒813-8681  
福岡市東区千早6-2-1  
☎092・661・1031



えっ、知らなかった、  
待ち時間「なし」で確定申告ができるなんて！

# ご自宅のインターネットを使って、 待たずに確定申告ができます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から、確定申告書を作成することができます。ホームページで作成した申告書を書面に印刷して、郵送で税務署に提出してください。事前手続きが不要です。

さあ、国税庁HP (www.nta.go.jp)へアクセスしてチャレンジしてみましょう！

詳しい作成方法やご不明な点がありましたら、遠慮なく香椎税務署にお尋ねください。

※「e-Tax」を利用する場合は、事前登録が必要です。

問い合わせ 香椎税務署 〒813-8681 福岡市東区千早6丁目2番1号 ☎092・661・1031

## 所得税の確定申告と 市県民税の申告について



所得税は、あなた自身が所得を計算し、税金を算出して納税する申告納税制度を採っています。所得金額などを正しく計算し、期限内に申告してください。

所得税がかからない人でも市県民税の申告が必要な場合があります。市県民税の申告をしないと、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料の正しい算定ができない場合があるからです。

また、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書の提出を要しないこととなります。ただし、扶養控除や医療費控除、生命保険料控除によって、所得税や市県民税を減額できる場合がありますので、相談ください。

※収入が遺族年金・障害年金のみで、どなたも扶養していない人は、電話

での受け付けを行っています。  
市税務課(福岡庁舎) ☎43・8117  
まで連絡ください。

## 確定申告が必要な人



○商工業、農林漁業など個人で事業を営む人や保険の外交員など個人事業主として報酬をもらっている人  
○不動産を貸し付け、家賃や地代などの収入がある人

○公的年金等の収入がある人 公的年金等の収入金額が400万円を超える場合、また、公的年金等の収入金額が400万円以下であっても、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える場合には、確定申告が必要となります。また、所得税の確定申告書の提出を要しない場合でも、所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。

○給与所得者で、年間給与が2千万円を超える人や、年の途中で会社を退職して年末調整を受けていない人、転職や入社前の給与を含ま

ずに年末調整を受けた人

○生命保険の満期などのため、積み立てた金額を上回る返戻金を受け取った人

○住宅借入金等特別控除を受ける人(1年目など)

○医療費控除や雑損控除、寄附金控除など、年末調整ではできない所得控除の追加をする人

○土地・建物などを売却した人や、株式の売買、株式などの配当収入がある人(市役所では受け付けできませんので、税務署で申告してください)

## 申告するとき 準備するもの



申告に際しては次のものを準備してください。準備されていない場合、申告を受け付けられないことがありますので、ご注意ください。

○印鑑(認印可)  
○申告書が送られてきた人は、その申告書  
○給与、年金のある人は、源泉徴収票(源泉徴収票記載の住所と現住

所が異なる場合は、住民票が必要です)

○事業収入がある人は、收支内訳書を作成しておいてください。

○そのほかの収入がある人は、収入・経費が分かる書類

○生命保険料控除や地震保険料控除、旧長期損害保険料控除のある人は、保険会社などが発行した証明書

○社会保険料控除のある人は、国民健康保険税や任意継続保険料、国民年金保険料、介護保険料などの領収書または証明書

○本人または扶養親族が障害者控除に該当する場合は、身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書

○医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書(市の国保などの健康保険組合が発行している医療費のお知らせは不可)と健康保険や生命保険などで補てんされる金額が分かるもの(事前に合計しておいてください)

○住宅借入金等特別控除を受ける人は、その必要書類

○雑損控除を受ける人は、被害の内容を証明する書類  
○申告者名義の金融機関の口座番号(所得税還付の場合のみ)

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

ホーム 税について調べる 申告・納税手続 活

▶ 新着情報  
▶ 訪問者別に調べる  
▶ 税目別に調べる

所得税	法人税
源泉所得税	消費税
譲渡所得	印紙税
相続税	酒税
贈与税	

▶ パンフレット・手引き  
▶ 税法・通達等・質疑応答事例  
▶ 申請・届出様式  
▶ よくある質問  
▶ **確定申告書等作成コーナー**

NATIONAL TAX AGENCY

- 東日本大震災関連の国税庁から
- 東日本大震災への対応(首相官邸)

トピックス

- ▶ 「計画停電が実施された場合における税務
- ▶ 「東日本大震災に係る国税の申告・納付等

「ここ」をクリックします